【表紙】

 【提出書類】
 変更報告書No.1

 【根拠条文】
 法第27条の25第1項

【氏名又は名称】 アレン・アンド・オーヴェリー外国法共同事業法律事務所

弁護士 伊藤 理

【住所又は本店所在地】 東京都港区六本木6丁目10番1号六本木ヒルズ森タワー38階

【報告義務発生日】平成27年7月7日【提出日】平成27年7月14日

【提出者及び共同保有者の総数(名)】1

【提出形態】 その他

【変更報告書提出事由】 株券等保有割合が1%以上減少したこと

# 第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社ヒューテックノオリン
証券コード	9056
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

# 第2【提出者に関する事項】

- 1【提出者(大量保有者)/1】
- (1)【提出者の概要】

【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(外国会社)
氏名又は名称	デルタ ロイド アセット マネジメント エヌ ベー (Delta Lloyd Asset Management N.V.)
住所又は本店所在地	オランダ王国アムステルダム、1096BC、アムステルプレイン6 (Amstelplein 6, 1096BC Amsterdam, the Netherlands)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

## 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

## 【法人の場合】

設立年月日	昭和13年12月28日	
代表者氏名	セオドア・ジャックス・マターズ (Theodor Jacques Maters)	
代表者役職	最高経営責任者兼最高投資責任者 (CEO/CIO)	
事業内容	投資顧問業	

## 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都港区六本木6丁目10番1号六本木ヒルズ森タワー38階 アレン・アンド・オーヴェリー外国法共同事業法律事務所 弁護士 伊藤 徳高
電話番号	03-6438-5200

## (2)【保有目的】

投資一任契約に基づく顧客資産の純投資

# (3)【重要提案行為等】

該当なし

## (4)【上記提出者の保有株券等の内訳】 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			317,300
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	Н
新株予約権付社債券(株)	В	-	1
対象有価証券カバードワラント	С		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		К
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	Е		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	0	Р	Q 317,300
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	Т		317,300
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

#### 【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成27年7月7日現在)	V	10,438,000
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		3.04
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		5.03

#### (5)【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
平成27年7月7日	株券(普通株式)	208,000	1.99	市場外	処分	1023

## (6)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし

## (7)【保有株券等の取得資金】

## 【取得資金の内訳】

自己資金額(₩)(千円)		0
借入金額計(X)(千円)		0
その他金額計 (Y) (千円)		281,527
上記 (Y) の内訳	顧客の資金	
取得資金合計(千円)(W+X+Y)		281,527

## 【借入金の内訳】

名称 ( 支店名 )	業種	代表者氏名	所在地	借入 目的	金額 (千円)

# 【借入先の名称等】

名称 ( 支店名 )	代表者氏名	所在地